

Q セグメント情報は、日本基準とどのように違いますか？

A セグメント情報に関する基準については、IFRSと日本基準で大きな相違はありません。両基準とも、マネジメント・アプローチに基づいています。ただし、開示内容について一部、相違があります。



解説

両基準においては、開示内容に下記のような相違があります。

	日本基準	IFRS
のれん及び負ののれんに関する開示	(1)「報告セグメントの損益、資産及び負債等に関する情報」において、償却額が報告セグメントの利益(又は損失)の額の算定に含まれている場合、または、含まれていなくても事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に定期的に提供されている場合には、償却額を開示する。 (2)「のれんに関する報告セグメント別の情報」として償却額および未償却残高の開示が求められる。また、損益計算書に重要な負ののれんを認識した場合には、報告セグメント別の概要を開示する。	IFRSでは、のれんを償却しないため、のれんおよび負ののれんの償却額、未償却残高の開示は求められない。
資産に関連する開示	報告セグメントの資産の額の算定に含まれている場合、又は、含まれていなくても事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に定期的に提供されている場合には、有形固定資産および無形固定資産の増加額(当年度の投資額)を開示しなければならない。	左記と同様の場合において、非流動資産に対する追加支出額の開示が求められる。 →有形固定資産、無形固定資産に限らず、流動資産以外の資産が対象(ただし、金融商品、繰延税金資産等は除く)
量的な重要性の変化に伴うセグメント区分の変更による修正	ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及びセグメント情報に与える影響を開示しなければならない(※)。前期のセグメント情報を修正再表示するかどうかは任意である。	量的基準により、ある事業セグメントを当期より新たに報告セグメントとして識別する場合には、必要な情報が入手できず、かつ、作成する費用が多大であると見込まれない限り、前期のセグメント情報を修正再表示する。

※平成22年の改正により、平成23年4月1日以後開始する事業年度においては、前年度のセグメント情報の修正再表示が要求されます。

項目	日本基準	IFRS
<p>全社情報(関連情報)の開示</p> <p>(1)主要な顧客に関する情報 (単一の外部顧客からの収益が、収益全体の10%以上である場合)</p> <p>(2)製品及びサービスに関する情報</p> <p>(3)地域に関する情報</p>	<p>(1)主要な顧客に関する情報</p> <p>①主要な顧客に関する情報において、顧客の名称または氏名の開示が求められている。</p> <p>②共通支配下にある企業グループを集約することが望ましいとされている。</p> <p>(2)製品及びサービスに関する情報 開示にあたり数値基準が設けられている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P/Lの売上高の10%以上の製品及びサービスを区分開示する。 ・単一製品・サービスで90%超を占める場合には、その旨の開示のみで足りる <p>(3)地域に関する情報 開示にあたり数値基準が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の外部顧客への売上高に分類した額と海外の外部顧客への売上高に分類した額を開示するが、海外に分類した額のうち、単一の国の外部顧客への売上高がP/L売上高の10%以上である場合、これを主要な国として区分して開示する。 ・有形固定資産について、国内に所在するものと海外に所在するものを区分して開示しなければならないが、単一の国に所在する額がB/Sの有形固定資産の額の10%以上である場合これを区分して開示する。 ・国内に関連する額が90%超である場合には、その旨の開示のみで足りる。 	<p>(1)主要な顧客に関する情報</p> <p>①主要な顧客に関する情報において、顧客の名称または氏名の開示までは求められていない。</p> <p>②共通支配下にある企業グループに関しては、単一の顧客とみなさなければならない。 →強制されている。</p> <p>(2)製品及びサービスに関する情報 数値基準は設けられていない。</p> <p>(3)地域に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ①数値基準は設けられていない。 ②有形固定資産に限らず、非流動資産に関する開示が求められる。

Q キャッシュ・フロー計算書は、日本基準とどのように違いますか？

A 現行基準では、キャッシュ・フロー計算書については、IFRSと日本基準で大きな差異はありません。ただし、開示内容について一部、相違があります。
 なお、2008年10月に公表されたディスカッションペーパー「財務諸表の表示」では、営業活動によるキャッシュ・フローについては、直接法を義務付ける形でのフォーマットが提案されています。



解 説

両基準においては、開示内容に以下のような相違があります。

項目	日本基準	IFRS
在外子会社のキャッシュ・フローの換算	原則：期中平均レート 容認：決算時レート	原則：発生日レート 容認：一定期間の加重平均レート →決算時の為替レートによる換算は認められていない
子会社等に対する支配の獲得と喪失に関する開示項目	資産及び負債の額に重要性がある場合に、右記④についてのみ注記が求められている。	下記4点に関して注記が求められている ①取得又は処分の対価の合計 ②対価のうち現金及び現金同等物で構成される部分 ③支配を獲得又は喪失した子会社又はその他の事業における現金等の額 ④支配を獲得又は喪失した子会社又はその他の事業における現金等以外の資産及び負債の額
連結の範囲の変更を伴わない取得または売却によって生じるキャッシュ・フロー	投資活動に係るキャッシュ・フローに区分表示する。	非支配株主との取引も資本取引となるため財務活動に係るキャッシュ・フローに区分表示する。
非継続事業(廃止事業)に関するキャッシュ・フロー	開示は求められていない。	非継続事業に係る営業活動・投資活動・財務活動に係る正味キャッシュ・フローを開示する。
現金及び現金同等物の使用制限	基準上では、開示は求められていない。ただし、実務上、注記事項として開示を行う場合がある。	残高及び経営者の説明を開示する。

項目	日本基準	IFRS
法人所得税(法人税等)に係るキャッシュ・フローの表示	営業活動によるキャッシュ・フローに区分表示する。	財務または投資活動に明確に結び付けられる場合を除き、営業活動によるキャッシュ・フローに区分表示する。 →営業活動によるキャッシュ・フロー以外にも表示される可能性がある。
利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示	下記のいずれかの方法による。 ①支払利息、受取利息、受取配当金は、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に表示、支払配当金は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示 ②受取利息、受取配当金は、投資活動によるキャッシュ・フローの区分に、支払利息、支払配当金は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示	日本基準と同様の表示も認められるが、支払配当金を営業活動に、支払利息を投資活動の区分に表示することが認められる点異なる(下表参照)。

IFRSにおける利息および配当金の表示区分(赤字箇所は、日本基準との差異部分)

	受取利息	受取配当金	支払利息	支払配当金
営業活動	○	○	○	○
投資活動	○	○	○※	
財務活動			○	○

※利息が取得原価に算入されている場合で、支払利息の総額がキャッシュ・フロー計算書本体または注記により開示されている場合

(担当: 薄鍋大輔)